

インフォメーション

校友会会則、共済制度が変わりました

平成 21 年 5 月 23 日（土）に開催された第 122 回定時総会において、会則見直しについて、平成 21 年度一般会計予算案、平成 21 年度共済会計予算案が原案通り可決成立されました。主な会則見直し、共済制度の変更点は次のとおりです。

○会則の見直しについて

いわゆる会費免除資格の要件である 75 歳以上は変わりありませんが、今までの 20 年から通算 35 年以上会員の義務を果たした者に変更されました（新会則 9 条）。また、新たに退会届けを作成し、「会員が、退会する場合は所定の退会届を提出しなければならない。」としました（新会則 8 条）。

○共済制度の変更について

平成 18 年に施行された保険業法改正に伴い、会則のほか、運営細則、共済実施規定の一部を変更しました。変更点は、会員死亡時の死亡共済金、災害見舞金第 1 級、全盲見舞金についてそれぞれの給付金の上限を 10 万円にしました。それに伴い共済給付金の減額分すなわち、死亡共済金については 8 万 5 千円を会員功労金として（育英基金未納入者の場合は 3 万 5 千円）、災害見舞金第 1 級については 5 万円を災害復旧資金として、一般会計より支出することになりました。この会員功労金は会則第 9 条の会費免除会員においては存命中でも申請が可能になりました。全盲見舞金も上限を 10 万円にしました。

以上の変更に伴い、今年度から共済会費は値下げとなり、その分校友会会費が値上げとなりますが、共済会費と校友会会費の合計額に変更はありません。

共済制度の変更点

変更内容	変更に対する補償・調整
<p>死亡共済金の減額 現行 13 万 5 千円または 18 万 5 千円を 10 万円にする。</p>	<p>減額分を会員功労金として支給し、死亡前でも会費免除資格を得ていれば給付を申請できる。</p>
<p>災害見舞金第 1 級の減額 現行 15 万円を 10 万円にする。</p>	<p>減額分を災害復旧資金として支給する。</p>
<p>長期疾病見舞金の見直し 90 日を越えて引き続きさらに 90 日以上の場合を、長期疾病見舞金ではなく休業見舞金として支給する。</p>	<p>減額ではないので補償はない。</p>
<p>全盲見舞金の減額 現行 20 万円を 10 万円にする。</p>	<p>ほとんどない事例なので特段の補償は行わない。</p>
<p>会費の変更 共済会費の減額 共済給付金の減額にあわせて会費を 1200 円減額する。</p>	<p>共済給付金の減額分を一般会計において保証するので、一般会計の会費を 1200 円増額する。</p>